

# 奥州市議会 産業経済常任委員会 会議録

【日 時】 令和7年9月22日（月） 13:30～15:38

【場 所】 7階 委員会室

【出席委員】 7名

千葉和彦委員長、高橋晋副委員長、菅野至委員、高橋善行委員、佐々木友美子委員、飯坂一也委員、菅原明委員

【欠席議員】 なし

【傍 聴 者】 4名（請願者代理人1名、傍聴議員3名：今野裕文議員、瀬川貞清議員、佐藤美雪議員）

【出 席 者】 佐々木啓二商工観光部長、吉田隆浩企業立地課長兼商工労政課主幹

齋藤輝彦商工労政課長補佐、松本美賀商工労政課労政係長

千葉敦議員（紹介議員）

【事 務 局】 今野美享総務係長

---

## 【次 第】

1 開 会（高橋晋副委員長）

2 挨 拶（千葉和彦委員長）

3 請願審査

請願第17号 最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するよう国に支援を求める意見書採択についての請願

4 協 議

5 そ の 他

6 閉 会（高橋晋副委員長）

---

## 【概 要】

### 1 開会

（高橋晋副委員長） これより産業経済常任委員会を開会します。委員長よりご挨拶を申し上げ、以降は委員長に進行していただきますので、よろしく願いいたします。  
では委員長お願いいたします。

### 2 委員長挨拶

（千葉和彦委員長） 大変御苦勞様でございます。

本日は、請願第17号、最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するよう国に支援を求める意見書採択についての請願の審査となります。

委員各位におかれましては、慎重に審査の方をよろしく願いしたいと思います。

### 3 請願審査

（千葉和彦委員長） 出席委員は全員であります。

ただいまより、本会議に付託されました請願の審査を行います。

本日は説明者として、当局から、当局から佐々木啓二商工観光部長、吉田隆浩企業立地課長

兼商工労政課主幹、齋藤輝彦商工労政課課長補佐、松本美賀商工労政課労政係長、請願紹介議員の千葉敦議員にご出席いただいております。ありがとうございます。

審査に入る前に本日の審査の流れを説明いたします。

当局からの説明及び質疑が終わりましたら、当局の皆様にはご退席をいただきます。

その後、請願紹介議員からの説明及び質疑を行い、自由討議、討論、採決を行うことといたします。

それでは、請願第17号、最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するよう国に支援を求める意見書採択についての請願について議題といたします。

初めに、事務局に請願書を朗読させます。

～ 事務局請願書朗読 ～

(千葉和彦委員長) 続きまして、当局の説明を求めます。説明する際はマイクを使用願います。

佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) それでは、詳細につきまして資料に基づきまして、商工労政課主幹から説明をいたさせます。

(吉田隆浩商工労政課主幹) それでは資料に基づきまして私の方から説明をさせていただきたいと思えます。

資料のパワーポイントで作ったもの1ページと商工会議所さんの方から出している奥州市景気動向調査を参考資料としてつけさせていただいております。

それでは説明に入ります。

まず、最低賃金制度についてですが、これは最低賃金法に基づきその賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であります。

この制度の目的ですが、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消することにより労働条件の改善を図ることが目的となりますが、これにあわせて労働力の質的向上や、企業間の公正競争を確保する機能なども期待されており、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとされています。

それでは、資料上段、1ページ目の上段のフロー図をご覧いただきたいと思えます。

最低賃金決定に係るフローをお示ししておりますが、決定には大きく2段階ございます。

左側からご覧いただきたいと思えますが、左側の囲みは国の審議会、右側が各都道府県の審議会の内容となります。

まず左側です。

厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に諮問を行い、審議会において調査審議をされ、全都道府県のABCの3つのランクに分けて改定額の見込額が答申されます。

本年度については、諮問が令和7年7月11日、答申が令和7年8月4日に出されております。右側になります。

これを受けまして、都道府県労働局長が、県の地方最低賃金審議会に諮問を行い、労働組合等からの意見書聴取、提出、関係労使の意見聴取を踏まえた調査審議が行われた後に、最低賃金が、賃金額が答申されます。この答申されたのが令和7年8月28日となります。

その後、中頃になりますが、異議申立期間が設けられまして、9月16日に再度審議会を開催し、提出された異議申出書等を審査したうえで、同日に答申通りの改定額、発効日と決定をされております。発効日については右側にありますが12月1日に改正発効となっております。

次に下段の、岩手県の最低賃金の推移についてご説明いたします。

左側の表をご覧いただきますと過去10年間ほどの最低賃金の決定額と、前年度対比の増減額が記載されています。

平成28年時点をご覧いただきますと、1時間当たり716円でしたが、本年度の額につきましては1,031円ということでございまして、ここ10年間で315円、約44%の上昇となっています。

特にもここ2年間を見ますと、138円、15.5%ほどの上昇となっているということで中小企業の経営に大きな影響を及ぼすものと想定をしているところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

上段部分、岩手県の賃上げ支援関連事業についてご説明をします。

昨今の物価高騰によりまして、実際の賃金上昇が追いついていないということを踏まえまして、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図ることで中小企業が必要な人材を確保可能となるよう、物価高騰対策賃上げ支援金の支給をしているということでございます。

支給対象者については、県内に事業所を有する中小企業、支給要件は時給60円以上の引上げをし、最低1ヶ月以上の賃金支給実績がありその水準を1年間継続すること。実施期間は現在期間中ですが11月14日まで。県全体で3万人を上限として上限に達し次第終了となっております。給付額等については、従業員1人当たり6万円、最大50人分で、1事業所当たりが最大300万円となります。

予算財源については、19億4,000万円の委託で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、2分の1を財源として充てているということでございます。

実績としまして、9月5日時点のものになりますが、全県で2,401件、2万4,955人、14億9,730万円に対して、奥州市の実績については277件、2,768人、1億6,608万円、奥州市の場合としては11.5%ほどとなっております。

下段になります。

最低賃金の都道府県別の状況ということで、令和7年度の全都道府県の上位、下位の改定額、それから、予定の発効年月日等表示しているものでございます。

ご覧のとおり、一番高いのが東京都で1,226円、次いで神奈川県1,225円、大阪府1,177円となります。

一番低いのが高知県、宮崎県、沖縄県の1,023円となります。

右側に東北6県のものがございますが、秋田県と並び1,031円ということで、秋田県については来年3月31年の発効予定となっております。

続いて参考資料の方、若干お話をさせていただきたいと思いますが、奥州市の景気動向調査についてでございます。

これは、奥州商工会議所、前沢商工会が四半期ごとに調査をしているもので、現時点では把握している最新のものとなります。

今期のポイントというところがございますが、「業況・売上D I 値共に若干の改善傾向、先行き見通しも改善の見立てを示す」とあります。

業況判断指数、D I 値ですけれども、このページの一番下に書いてございますが、D I 値は、業況、売上、採算等の各項目についての、判断の状況を表すもので、ゼロを基準としてプラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向きの傾向を表す回答の割合が多いことを示しています。したがって、売上高などの実数値を示すものではなく、強気、弱気などの景況感の相対的な広がりという意味するものとなります。

調査票の内容については最終ページに、実際に調査、ファックスで行っているようですがそちらの調査票があるので、後程ご覧をいただければと思います。

当調査の2ページ目ですが、上段に業況D I のグラフ、下段に売上D I のグラフがあります。どちらもマイナスの中で、若干ですが回復傾向にあることが見て取れるかと思えます。

それから、4ページ目、5ページ目に、これ臨時調査で行ったようですが、原材料、物価高騰に伴う影響と価格転嫁についてです。物価高騰の影響について、4ページ目にありますが、大きな影響がある、多少の影響があると答えている方が約93%、少なからずの影響を受けているという方を足すとほとんどであるということがわかりますし、5ページ目になりますが、価格転嫁について、すべて価格転嫁できている、それから一部価格転嫁できている企業が約82.5%であることが見て取れます。

詳細については後程ご確認をお願い申し上げたいと思います。

最後に、本請願に対する市としての見解でございます。

最低賃金の引上げは、労働者収入増による生活安定や、消費拡大などの好循環をもたらす一方、地域の中小企業にとっては、最低賃金の引上げに伴う経費の増加や経営リスクが大きな負

担となることは懸念事項と受けとめております。

国が中小企業の生産性向上や、賃金引上げに向けた環境整備に係る支援を行うべきということについては、市の見解としても相違はございません。

今後とも中小企業が持続可能な事業活動を続けられるよう、国、県の動向にも注視し、適宜適切な支援策が講じられるよう努めて参ります。

説明は以上となります。

(千葉和彦委員長) 以上で当局からの説明が終わりましたので、質疑を行います。

発言する際はマイクを使用願います。

佐々木委員。

(佐々木友美子委員) 佐々木です。

商工観光部の資料の2ページ目の上の物価高騰対策賃上げ、岩手県の支援金の表の見方なのですが、最後の実績のところ、奥州市の件数、人数、金額で、割合が出ていますけれども、このパーセントは、何が分母で、何に対する割合なのでしょう。

吉田商工労政課主幹。

(吉田隆浩商工労政課主幹) この表の見方ですけれど、奥州市、例えば277件が分子、全県2,401件が分母という数字になります。以上です。

(千葉和彦委員長) 佐々木委員。

(佐々木友美子委) 了解しました。

奥州市の中の中小企業の方々のうち、11.5%しか申請しないのかとちょっと間違った解釈をしてしまいました。

それから、商工会議所の資料は、7月の景気動向調査ということで、この最賃の答申が出る前の調査のようなのですが、実際の調査はその後は資料としてはないわけですけれども、例えば、今回最賃がやっぱりぐっと上がったことで、この動向調査の改善の見立てというふうにポイントとして商工会議所がまとめたこの表現は、やはり人件費がアップするというので、次に同じような調査をしたときに何かポイントはやはり、回答は変わってきそうな予測はされま

すでしょうか。

(千葉和彦委員長) 佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) この景気動向調査、3ヶ月ごとということなのでちょっと最新のものが、7月ということでこれはご容赦いただきたいというか、致し方ないところではあります。今回のやっぱり賃上げといいますか、最賃の上昇幅が、もちろん国の示した額よりも大きく、おそらく想定以上だったと思われる事業者の方も多いのではないかとということにかんがみますと、DI調査に響いてくる可能性はあるのかなと思いますが、これちょっと憶測の話です。何とも。

(千葉和彦委員長) 他にございますか。飯坂委員。

(飯坂一也委員) この価格転嫁についてなのですが、国の調査では、厳しい企業があるのは確かです。それは私自身も受けとめているところですが、毎年調査のたびに、徐々に徐々にこの価格転嫁はできてきているというデータがありますが、そのあたりのデータはあるのか、あるいはなければ、その手応えとか感じる、感じられるところがどうなのかということについて、お伺いします。

(千葉和彦委員長) 佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) まず価格転嫁の実態を表すような数字というものはですね、ちょっと現在、手持ちではないのですが、ただ国の方、経済産業省の方で、中小受託取引適正化法という法律があって、価格転嫁のための対策の法律なのですが、これの来年1月施行に向けて対応を検討しているという情報は入っていますので、価格転嫁については適正に進められるように、国の方でも相当力を入れていくということは我々も感じているところでございます。以上です。

(千葉和彦委員長) 飯坂委員。

(飯坂一也委員) 前々回でしたか、一般質問で私、中小企業のものづくり、製造業については

質問をしまして、市としても様々な政策、施策が中小企業、零細企業に行き渡るような取組を日々活動を行っているところで、その辺りの活動の実態であったり、あと中小企業に政策施策が行き渡っているかどうか、そのあたりの手応えについてはどのように感じられているか。この件についてお伺いします。

佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) まず製造業、やはり当地域、自動車半導体の大企業に対するサプライヤー、中小企業が多いというところがあって、我々も毎度申し上げているようであれなのすけれども、企業支援室として市内の200を超える中小企業様を企業訪問しながら実態を聞き、お悩みなんかを聞きながら、また適正な施策につないでいくという活動をやっています。

今半導体が少し踊り場ではあるのですけれども、大分上がり基調だという中で、それが市内の製造業に行き渡るように我々も注視しながら、いろんな施策を適時適切につなぎながらという活動はやっています。

それから価格転嫁に関しましても、やはり企業訪問を通じて、実態はお伺いするようにしておりますので、ただその大きな問題というのは今のところは聞こえてきていないのですが、それが円滑に適正に行われるように、今後も注視して参りたいと考えております。以上です。

(千葉和彦委員長) 他にございますか。菅野委員。

(菅野至委員) 菅野です。ご説明ありがとうございます。

単純な質問なのですが、例えば、今回金額上がりますよといったときに、ちょっと分かるかどうかあれなのですけれども、市内において、例えばその影響を大きく受ける事業所というか、そういったところはどれぐらいかというところを何か調査とかしているところがあれば教えていただきたいのですけれども。

(千葉和彦委員長) 佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) 現時点ではまだ調査というものはやっていないのですが、もし社会的な影響が大きい場合は、商工会議所等と連携しながら調査を進める必要について検討はして参りたいと思っております。

(千葉和彦委員長) 菅野委員。

(菅野至委員) そうですね。まだ実際に上がる直前のところなので、その辺はこれからだと思いますけれども。

あとは賃金を上げていくというのは、いろいろ先ほどの話の中でも出てきましたけども、従業員とか、そういったところの生活、物価上昇があったりする中で、雇用される側の方の生活を守るという意味合いもあると思うので、そういったところでバランスというのはどういうふうに考えればいいのかなどというところはあるのですが、当局としてはどのようにお考えかというところを伺いたいと思います。

(千葉和彦委員長) 佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) 先ほどのご説明にも少し入っていたのですけれども、最低賃金法の法律のそもそもの目的というのが、今、委員からあったように、低賃金の労働者の改善を図って生活の安定を図ることがまず最大の目的になっているところからいきますと、まずはそれが第一義的な話でございます。

そして、一方ではということで、事業者の方にもやはり負担になると。固定費の方がどうしても上がってくると売り上げが変わらなければ利益の方が減って、要は賃金改善に回す原資が減ることになりますので、今の話からいくとやはり中小企業の経営力を上げて売上高を高めていくという取組、もしくは効率化をして経費を下げていくと、いずれかの取組が必要というところで、国、県の方もそういった支援の仕方をしているというのが現実になります。以上です。

(千葉和彦委員長) 他にございますか。副委員長。

(高橋晋副委員長) すいません、喉の調子が悪くて聞きづらいかと思っておりますけれどもよろしくお願ひします。

まず、支援策について伺いたいと思います。

請願では、国にいろいろ直接支援というものを求めていますけれども、すでに国では業務改善助成金やものづくり助成金といった制度がありまして、岩手県でも独自の先ほど説明いただいたような支援策が行われていますけれども、こうした既存の制度について、市はどのように周知して、また活用を促しているのか、お答えいただければと思います。

また次に、社会保険料の負担について伺います。請願では社会保険料の負担に対して支援を求めています、恒常的な補填に繋がる可能性もあると思います。社会保険制度の持続可能性という観点から見て、この考え方についてどのように評価されますでしょうか。

最後になりますけれども、中小企業の支援の方向性について伺います。賃上げに対応するためには、補助金に依存するよりも生産性の向上やデジタル化、取引環境の適正化といった、先ほどご説明ありましたけれども、そういう構造的な課題への対応も必要だと考えますが、市としてもこういう取組を後押しすることが重要だと思いますが、現状の取組についてお聞かせいただければと思います。以上になります。

(千葉和彦委員長) 吉田企業立地課長兼商工労政課主幹。

(吉田隆浩商工労政課主幹) 3点ご質問いただきまして、まず支援策についてでございます。

支援策がさまざまございまして、その中で国では、中小企業あるいは小規模の賃上げの余力を確保できない環境整備にかかる支援を包括的に行うとなっております。

先ほどもちょっと価格転嫁に関する法律の改正に向けた動きといったお話もありましたし、中小企業庁では例えばものづくり補助金であったりIT導入補助金等の要件の緩和があったり、優先採択といったようなことを今検討されている状況があります。

これらについては、我々企業支援室がございまして、そちらの中で産業支援コーディネーターを中心にワンストップで関係機関の取組をつないでいきたいと考えてございます。

それから2点目の社会保険料と3点目の中小企業の方向性の部分、若干ちょっと前後するかと思います、お話をさせていただきたいと思います。

中小企業の支援の方向性という部分でございますけれども、これはまずは賃上げに対応するためには企業としてやはり賃上げの原資の確保が必要ということで、そのために国等の支援の方向性というのは、中小企業、小規模事業者が稼ぐ力を高めるための取組の支援を行っているということで、先ほど申し上げましたものづくり補助金、IT補助金等は、生産工場であったり付加価値向上のための支援、あるいは販路拡大、価格転嫁等の支援を行っているということでございます。

企業の稼ぐ力を高めるための取組を行っているということでございまして、社会保険料のように、今回の賃上げに伴って、当然社会保険料も上がるということになるのですが、国の考え方としては、本来的に使用者側が必要な設備投資を行いながら生産性を向上し、経営改善により利益を上げて補っていくべきという考え方ですので、補填的な考え方ではないと考えているところでございます。以上になります。

(千葉和彦委員長) 飯坂委員。

(飯坂一也委員) 今の質問で思ったのですが、国としてはこれから5年間で60兆円、とにかくこの政策がしっかり小規模事業者にも行き渡るようにということ、このことこそがまずは大事だなと思うところですが、そこで質問ですが、よく言われるのが、手続きが面倒だというようなことはないかどうか。簡素なやりやすい手続きでなければなかなか行き渡らない可能性があると思いますが、そのあたりについて何か考えるところがあれば伺います。なければいいです。

(千葉和彦委員長) 佐々木商工観光部長。

(佐々木啓二商工観光部長) 本当に行政職員として、そこは非常に日々痛感しているところですが、やはり企業の方々からどうしても手続きが面倒であったりとか、出す書類が多いというようなお話は承っていて、市の独自の未来の活力補助金という、これも、企業の生産性を高めていくような補助金なのですけれども、これに関しては非常に簡素化をして、まだまだちょっと不満のお声はあるようですけれども、簡素化しているというのが現実です。

ただ、国の方の補助金等に関しまして、やはり一定の審査が入ったりとか、適正な給付とい

う観点から、やっぱり必要最低限の書類というのはあるようなので、そこはどちらを取るかという話になってくるのですけれども、そういった中でも簡素化という部分は、国の方でも進めていると思いますので、なるべく企業に負担のかからないように、そして企業支援室として、そういったところの助言もできるように我々も支援をして参りたいと思います。以上です。

(千葉和彦委員長) 他に、ございますか。

ないようですので当局に対する質疑は以上で終了いたします。

当局の皆様におかれましてご退席願います。

大変お疲れ様でした。

暫時休憩といたします。

～商工観光部職員退席～

(千葉和彦委員長) それでは再開いたします。

引き続き、本請願の紹介議員からの説明を求めたいと思います。

千葉敦議員、お願いいたします。

(紹介議員：千葉敦議員) 本請願に対しまして、紹介議員としての説明の機会の場を設けていただきました。ありがとうございます。

私の方から、この請願について請願者からの声をいただいて紹介議員になったわけですが、それについて若干の説明をしたいと思います。

請願につきましては、この請願文の請願の理由にあります。

そして先ほどの商工観光部の説明でもありますように、8月4日に国が今年の引上げの目安を、すいません、8月4日に岩手県の支給の引上げの目安として、新たに1,016円という目安を出したわけですが、先ほど説明がありましたように、国の目安を上回って、引上げを、諮問していただいた上で、労働者の所得向上、生活の向上のためには必要なことではあるけれども、地域の影響はやはり多いのではないかと、いろいろな場面で見聞きもしましたし、請願者からも紹介をいただいております。

その中で請願文の理由の後半にありますけれども、昨年以降、岩手県や徳島県等々で、都道府県によって中小企業への賃上げの支援が行われている。こういった賃上げの支援というのをやはり国全体として直接支援を行うべきではないかということで、今回の請願の紹介になったわけです。

そしてさらに賃上げになりますと、社会保険料も負担が中小企業の方にありますので、それについても、国の支援を行うことを、国に求めるという請願であります。

私の補足する意見として、請願人の出した資料の一部をちょっとお借りした上で若干説明したいと思います。

今日の請願審査の資料の、紹介議員を通じた請願者からの資料ということで、8ページの資料があるのですけれども、それぞれ、現在の価格転嫁の状況も市当局からも説明があったのですけれども、全国の数字でありますけれども、同じような価格転嫁が難しかったり、賃上げされた場合に社会保険料の負担がどんどん増えていくといったような資料を出していただいております。

それで、今回出した資料のページ数が書いていませんけれども、7枚目のところを見てくださいたいのですけれども。国自体が、読み上げますか。補助金が必要だが、国の施策は、「小規模企業の7割が、国の目標達成には難しい」と考える、現状改善克服には不十分であるというふうに、コメントがついております。

国は先ほどの当局の方でお話ありましたけれども、厚生労働省であったり、経済産業省の方からいろいろな補助金が出ているわけですが、それぞれの業種であったり形態においての補助金はいろいろあるかと思うのですけれども。企業、全国の中小企業全体の支援をするというにはちょっと、やはり業種によって該当しないということは当然ありますので、そういった意味で、一律に中小企業の賃金の支援をすべきではないかということでこの請願の提出に至ったということでもあります。

8枚目、次のページですけれども。

これは参議院の経済産業委員会での議論の中の一部ですけれども、国ができる施策はまだまだあるという紹介がありましたので、この立場に立った上で、地域のこの中で取り上げられたのは、地域の中小企業の雇用の状況でありますとか、例えば一関の業者は、原料、原価は上がっているが販売の取引単価が上がらないとそういった声とか、社会保険料の場合は、最低賃金1,500円にした場合、5人の事業者で、560万円を超える社会保険料の負担になるといったことも出されております。

そういったいろいろな情報を、状況をかながみて、今回の請願の紹介になっておりました。

以上でございます。

(千葉和彦委員長) ただいま、紹介議員である千葉敦議員からの説明がありましたが、質疑はございますか。飯坂委員。

(飯坂一也委員) 賃上げによってどれだけ経営に影響があるかというのは私自身も厳しく直接言われていますし、重く受けとめているところです。

ただ、経営については持続可能なものでなければならず、そのための構造改革をまさに今これからやろうとしているのだというふうに思っているところです。

質問なのですけれども、この賃上げへの直接支援、それから社会保険料負担増への支援、これは、一時的なものなのだから、継続的にこれを行えということなのだから、その辺りはいかがでしょう。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) 一時的というか私とすれば、継続的に支援を行って欲しいという願いではないかなと、請願者の考えるところはそういうところではないかなと、私自身は思っております。

(千葉和彦委員長) 副委員長。

(高橋晋副委員長) 根本的に最低賃金制度の基本的な考え方をお伺いしますけれども、最低賃金が上がって、労働者の収入が増えるということは、当然お分かりだと思いますけれども、それによって地域の経済の底上げが図られて、そういう制度だと思っておるのですけれども。そういう利点も大分あるのではないかと思いますし、さらにそれによって企業の売上が上がるということも、考えられると思うのですけれどもそこら辺の兼ね合いをどのように考えているのか。企業側にしか立っていないような請願に感じられますけれどもそこら辺をお聞かせください。

それから、今、飯坂委員からもありましたけれども、社会保険料等の、請願では、負担を支援するように国に求めるという内容になっておりますけれども。先ほど恒常的に補填するという答弁をもらいましたけれども、それというのは社会保険制度の持続可能性に影響する可能性があると思っております。

根本的に社会保険制度を覆すといいますか、今の社会保険でそれなりの収入があつてそれを、国を運営するために使われているわけですけれども、それを国が補填するということは、間接的に国が給料上がった分を国民に払っているという矛盾したことになると思いますけれどもそこら辺を、お聞かせいただきたいと思えます。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) 1点目の最低賃金の引き上げというのは地域経済の向上になるのではないかなということですので、請願の理由の中でも、その点は4行目、5行目に書いてありますけれども、地域経済全体の経済の活性化により影響があると請願者も考えているというところで、私もそう思います。

当然、賃上げになれば、地域経済が良くなるというのはその通りだと思いますが、ただ一方で中小企業の経営者の経営がなかなか厳しいという現状を見てのうえで、支援をお願いしているということです。

それから社会保険料負担増の支援を行って欲しいという請願について、社会保険制度、いわゆる、組立てからして矛盾と言われたかと思うのですけれども。地域経済が向上していただいで地域経済が活性化してくるってことになれば、当然法人税とか所得税とかそういう税収も上

がってくると思いますので、そういった意味での好循環にはなるのではないかなと思いますので、そういうふうを考えております。

(千葉和彦委員長) 他にございますか。菅野委員。

(菅野至委員) 菅野です。ちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

国の方で今そういったところの支援制度というのがあるわけですが、例えば、業務改善助成金であったりとか、あとは専門家派遣であったりとか、相談等支援事業だったりとか、あとは、ものづくり助成金、この辺が多分その賃上げに関わってくるかなと思いますし、あと県の方でも物価高騰対策の賃上げ支援等行っているわけですが、それらでは足りないという考え方によって、今回この請願がされていると思うのですが、それであれば、こういったところ、その他に補助するような対策が必要かというところを詳しくお聞かせいただければと思います。

それから、先ほど当局にもお伺いしたのですが、先ほど副委員長も言いましたけれども、労働者に対する賃金アップによる生活の補助というかそういったところの考え方と、あとはやはりとはいうものの、物価上昇による経営の部分に対する圧迫というのがある中で、そこら辺をどのようなバランスで考えていくかというのはすごく重要だと思うのですね。

なので、そういったところに関して、紹介議員さん、もしくはその請願者の方ではどのように考えているかというところをお聞かせください。

あとは国からの直接補助とありますけれども、どれぐらいの規模で支援するのが妥当とお考えかというところをお聞かせいただければと思います。以上3点お伺いします。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) 例えば、国のものづくり支援金ですとかそういった、国の確かに支援はありますけれども、例えば建設業とか小売業とかいろいろな業態があるわけで、製造業に対するある程度の支援はある程度分かるのですが、中小企業、いろいろな業態というか分野がありますので、そういったいろんなすべての分野に共通の支援ということでこのような請願と、考えております。

岩手県の賃上げ支援も、中小企業への賃上げの、あるいは人材確保のために支援をするのだという岩手県の目標ですので、岩手県の目標、賃上げ支援の目標と同じような意味で、このやり方を国でやって欲しいという意味であります。

それからバランスと申しましたか。すみません。もう一度お願いします。

(千葉和彦委員長) それでは菅野委員。

(菅野至委員) このバランスとは何かというと、要は、労働者もやっぱり物価高騰の煽りを受けて、賃金の増加というのは望まれるわけではないですか。ですけれども、企業体としても、もちろん物価高騰であったりとか、例えばその賃金上昇だったりとかで、経費がかさんでいきますというのは、確かに両方わかるのです。

ですけれども、そのバランスをやはりうまく取っていかないと、どっちかがどっちかというわけにはいけないと思うのでその辺のバランスはどういうふうにお考えですかということです。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) そのバランスのためにも一部こうやって例えば岩手県の場合は、今やっているのが、昨年の引き上げの目安の60円分を上限がありますけれども支援をすると、そういったことが、バランスを取るための1つの考えではないかなと思います。

すみません。もう1つの質問ももう一度お願いします。

(千葉和彦委員長) 菅野委員。

(菅野至委員) ありがとうございます。

3番目なのですが、ちょっと1番目の質問とも関係してくるかと思うのですが、結局、国がどれぐらいの規模で支援をすればいいというのを、どのようにお考えかというところをお聞きしたいなと思いました。以上です。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) 例えば私が1つ考えているのは、この岩手県の支援の規模、1つの考え方ではないかなと思っております。だから、国全体でいわゆる事業の規模というのはちょっと計算しなかったし、できなかったのですけれども、賃上げする部分の額の支援をある程度上限とか人数制限とかを設けてやっていただく。小さい企業はある程度それに全額近いでしょうけれども、中規模ぐらいの企業、岩手県の場合は例えば、50人分という、決めていますけれども、そういったいろいろな給付の制度設計の内容については、国にお願いしたいのですけれども、基本的な考えは、例えば岩手県のようなことが基準なのでないかなと思っております。

(千葉和彦委員長) 菅野委員。

(菅野至委員) ありがとうございます。

岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金の60円のことだと思いますが、それを国でもやって欲しいというふうな形での今の回答と理解したわけですけども。

となると岩手県だけで見れば、要は二重で、国からもそういう支援を受けます、県からも支援を受けます、それはそれでいいと思うのですが、何かその辺で矛盾が発生しないのかなという疑問が生じるわけですけども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

(千葉和彦委員長) 千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) もし国でやっていただくというなら、また岩手県は岩手県で考えると思いますので、岩手県の考えがどうなるかということまでちょっと私は考えが及ばないのですけれども、国でやっていただくのであれば、岩手県の支援は当然、同じような額にはならないと思います。あくまでも、私はそう思います。

(千葉和彦委員長) 他に。

私から1点だけ確認です。

請願文書には、「地方ではなく国が」という、国が支援すべきというふうに書かれていますので、今の紹介議員の発言ですと、さらに県もやれということですか。

県がやっているのを地方ではなく国が中小企業支援をなささいという、してくださいという請願だと思って理解しておりましたが。

千葉議員。

(紹介議員：千葉敦議員) その通り国に支援を求めているわけで、岩手県がどうするかというのはちょっと私、考え及ばないので、何かちょっと先ほどのような話になりましたけれども、例えば国が支援をするから岩手県の支援がなくなりますよということは当然あると思っております。

(千葉和彦委員長) 他に。

ないようですので、本件についての質疑は以上で終了といたします。  
暫時休憩いたします。

## 【 休憩 】

(千葉和彦委員長) それでは再開いたします。

これより、自由討議を行います。

請願第17号際、最低賃金引き上げに伴う中小企業の負担を軽減するよう国に支援を求める意見書採択について、自由討議という形で意見をお願いしたいと思います。

<なしとの声あり>

(千葉和彦委員長) 自由討議なしと認めます。

では、これより討論を行います。

ご意見のある方は発言をお願いします。菅原委員。

(菅原明委員) 私はですね、最低賃金と正社員の賃金の差は、非正規労働者と正規労働者の格差を招くため、大幅な引上げは格差解消に繋がると期待されている一方、引上げに努力している中小零細企業ほど、負担感が増しているのが現実だと考えます。

さらに、労務費の増加を販売価格に転嫁できないため、さらなる賃金の引上げは、経営の悪

化を引き起こす恐れがあると考えます。

以上の点から、地方ではなく国が中小企業への直接支援を行うべきと考え、この請願に賛成いたします。

(千葉和彦委員長) 他に討論ございますか。

飯坂委員。

(飯坂一也委員) 私はこの請願に反対の立場で討論いたします。

賃上げの影響が、経営者にどれだけ重くのしかかっているかは私も実感をするところであり、だからこそですね、政策をしっかりと行って、よく言われるキーワードだと思うのですが、持続可能でなければならないと思うのです。直接支援によるそのリスクということも、今までの質疑を聞いていて感じるところで、今行っている、またこれから行おうとする政策施策、それが隔々までしっかり行き渡るように、伴走支援をしていく、このことが何より大事だなど思っています。

先ほど価格転嫁の話が出ましたが、努力によって、徐々に徐々にですが、価格転嫁できているという数値が伸びてきているので、この努力をさらに続けていくことが、まずは大事で、あと生産力向上ですとか、経営基盤の強化ですか、これらのために、今行っていることを、これからやろうとしていることをさらにさらに強化していく。

繰り返しになりますが、市としてもこれらについて伴走支援を行っているところで、それらをしっかりとですね、行ってもらえるよう後押しをしていく。このことがまずは大事で、中小企業が自立できるようにしていくこと。このことが大事だなど思っております。

以上の理由から、この請願には反対いたします。

(千葉和彦委員長) 他に。討論ございますか。

佐々木委員。

(佐々木友美子委員) 私はこの請願は採択すべきと考えます。理由につきましては、今お話があったように、政策として中小企業を下支えして、後押しをしていくということは進めていただきつつも、商工会議所の資料にありましたけれども、企業さんが改善の見立てを示しているという7月の調査、そして3ヶ月後10月に今回の最賃結果を見たときに、地方の中小企業がどういった感じを持つかというのは、やはり今まで以上に人手不足の感が強まる結果となるのではないかと想像いたします。

中小企業ではなくて、大企業の場合、全国チェーン等の企業も、奥州市にはあるわけですが、地方最賃を使っておりまして、同じお店でも東京でアルバイトをする賃金と、岩手で、奥州市でアルバイトをする賃金では格差があります。

同一労働、同一賃金の観点からいきましても、特に若い人たちはそういう情報に敏感ですので、今以上に、最賃の高い、奥州市ではないところに離れていくという危険性も、不安感も強まる結果となり、ますます中小企業の方々が、経営の不安を感じる結果になるのではないかと思います。

当然、経営者として、企業努力は必要ですので、生産性の向上等は努力していただくためにも、大企業は全国展開でそういうことが、中小企業よりは安易にできる状況ではありますが、中小企業の皆さんは自分たちの力でそれをやらなければいけませんので、そういうことを後押しする何らかの支援というのは必要だというふうに考えますので、今回の中小企業を支援する請願というのは必要だという考え、採択の考えを持ちます。以上です。

(千葉和彦委員長) 討論ありますか。

副委員長。

(高橋晋副委員長) 私は、今回の請願に対して反対の立場から討論いたします。

まず最低賃金制度は、労働者が生活を維持し、地域経済の健全な発展を図るために設けられた制度であり、その引上げは国民生活の底上げを目的とする重要な政策です。

中小企業の経営が厳しいことは承知しておりますが、最低賃金引上げによる負担は、労働者の購買力の向上を通じて、結果として地域経済の活性化や事業者への利益還元にも繋がるものであり、一方的に経営の足かせとみなすことは適切ではありません。

また、請願では、国による直接支援を求めています。全国一律に中小企業への財政的な補填を行うことは、巨額の国費を要し、財政規律の観点からも慎重であるべきと考えます。

すでに国は、業務改善補助金やものづくり補助金など、賃上げや生産性向上に資する制度を設けています。

さらに岩手県を初め、一部自治体では独自の支援策も講じられており、国、地方双方の制度を組み合わせ、企業努力を後押しする仕組みが整いつつあります。

追加的に全国で、全国規模で直接補填を求めることは、他の産業政策や社会保障政策とのバランスを欠きかねません。

加えて、社会保険料負担の軽減を財政支援で恒常的に行うことは、制度の持続性を揺るがす恐れがあります。

むしろ中小企業が賃上げに対応できるよう、労働生産性向上やデジタル化、取引環境の適正化という、構造的課題に取り組むことが優先されるべきであり、短期的な補助に依存する政策は、本質的に解決にはならないと考えます。

以上の理由から、本請願に基づく意見書の採択には反対いたします。

(千葉和彦委員長) 他に討論ありますか。

菅野委員。

(菅野至委員) 私は、当請願に対して賛成の立場で討論いたします。

この表題にもありますけれども、賃上げによる中小企業の負担というところを保つというところは確かにそうですが、ただ反面で労働者の所得確保というところもしっかり考えていかなければならないと私は思うところでございます。

しかしながら、事業者においても専門家派遣等の支援事業があるわけですので、そういったところの積極的な活用であったりとか、そういったところをしっかりと対応していただきたいと思うところでございます。

あとは、国の直接支援は、確かにその通りかなと思うところですが、支援の規模がどれぐらいなのかというところは明白にいただければなと思いますし、継続的に支援とすることが重要だと思しますので、そういうところも考えていかなければならないと思しますので、期限つきというのは現実的ではないと思うところではございますが、いずれにしても、この表題にあります中小企業の負担を軽減するというところを考えますと、この請願には賛成という立場で討論いたします。以上です。

(千葉和彦委員長) 他に討論ございますか。

それでは、討論なしと認め、これより請願第17号を採決いたします。

請願に賛成の委員は挙手を願います。

<挙手4名>

(千葉和彦委員長) 賛成多数であります。

よって、請願第17号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託された請願第17号の請願審査を終了いたします。

なお、本日の請願審査の委員長報告の案文につきましては、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

<異議なし>

(千葉和彦委員長) 異議なしと認め、そのように決しました。

傍聴者の方は、ここで退席願います。

暫時休憩いたします。

#### 4 協議 (省略)

#### 5 その他 (省略)

#### 6 閉会 (高橋晋副委員長)